

財形住宅預金

(平成 26 年 1 月 6 日現在適用中)

項 目	内 容
1. 商 品 名	・財形住宅預金
2. ご 利 用 先	・満 55 歳未満の勤労者のみ
3. 期 間	・5年以上 ・預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金としてお預りします。期日指定定期預金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって自動継続の取扱いをします。
4. 預 入 方 法 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入 ・1,000円以上 ・1,000円単位
5. 払 戻 方 法	・持家としての住宅取得等費用への充當時に払い戻しします。
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 度 (2) 利 払 頻 度 (3) 計 算 方 法	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算
7. 手 数 料	—
8. 付加できる特約事項	・非課税の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 預入期間が6か月未満 解約日における普通預金利率 預入期間が6か月以上1年未満 預入時の2年以上の利率×40% 預入期間が1年以上1年6か月未満 預入時の2年以上の利率×50% 預入期間が1年6か月以上2年未満 預入時の2年以上の利率×60% 預入期間が2年以上2年6か月未満 預入時の2年以上の利率×70% 預入期間が2年6か月以上3年未満 預入時の2年以上の利率×90%
10. その他参考となる事項	・1人1契約に限られます。 ・複数金融機関との契約はできません。 ・住宅取得等の費用以外の要件外払い戻しは、非課税扱いで支払われた利息に対し、5年前まで遡及して20%追徴課税となります。（ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日に受け取る利息には、復興特別所得税が上乘せされ、20.315%の税金がかかります。）
11. 預 金 保 険 制 度	・本預金は、預金保険制度の対象となります。

<当行が契約している指定紛争解決機関>

全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室

電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772



大光銀行